

第 6 号議案

令和6年度（2024年度）町田市下水道事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第 1 条 令和6年度（2024年度）町田市下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第 2 条 令和6年度（2024年度）町田市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条に定めた業務の予定量を、次のように補正する。

	既決予定	補正予定	計
（４）主な建設改良事業			
① 管渠整備費	1,578,113 千円	△ 273,356 千円	1,304,757 千円
② 管渠改良費	724,500 千円	△ 205,000 千円	519,500 千円
③ 処理場改良費	2,912,811 千円	△ 78,800 千円	2,834,011 千円

（収益的収入及び支出の補正）

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のように補正する。

	既決予定	補正予定	計
	収	入	
第 1 款 下水道事業収益	12,227,504 千円	△ 10,400 千円	12,217,104 千円
第 2 項 営業外収益	6,113,199 千円	△ 10,400 千円	6,102,799 千円
	支	出	
第 1 款 下水道事業費用	12,099,008 千円	△ 12,998 千円	12,086,010 千円
第 1 項 営業費用	11,322,414 千円	△ 12,998 千円	11,309,416 千円

(資本的収入及び支出の補正)

第4条 予算第4条本文括弧書を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,534,139千円は、減債積立金532,548千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額263,211千円、過年度分損益勘定留保資金391,989千円、及び当年度分損益勘定留保資金1,346,391千円で補填するものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

			既決予定	補正予定	計
			収	入	
第1款	資本的収入		5,734,757 千円	△ 519,266 千円	5,215,491 千円
第1項	企業	業	3,958,500 千円	△ 453,900 千円	3,504,600 千円
第3項	補助	債金	1,642,597 千円	△ 65,366 千円	1,577,231 千円
			支	出	
第1款	資本的支出		8,306,786 千円	△ 557,156 千円	7,749,630 千円
第1項	建設	改良費	5,235,305 千円	△ 557,156 千円	4,678,149 千円

(債務負担行為の補正)

第5条 予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を、次のとおりに改める。

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
鶴見川クリーンセンター改良事業 (電気設備工事その22)	令和6年度から 令和7年度まで	875,700 千円	補正前と同じ	941,000 千円

(企業債の補正)

第6条 予算第6条で定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を、次のとおりに改める。

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業 (建設改良)	3,308,500 千円	証書借入又は証券発行。事業その他の都合により、起債の一部又は全部を翌年度へ繰越して借入れることができる。起債前借することができる。	5.0 % 以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入れの時から据置を含み40年以内に償還する。ただし、財政その他の都合により据置期間といえども繰上償還をなし、又は償還年限を短縮し、もしくは低利債に借換することができる。	2,854,600 千円	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ

令和7年(2025年)2月20日 提出

東京都町田市長 石 阪 丈 一